

水源環境保全・再生かながわ県民会議 「次期5か年計画意見書素案」について

全体の構成について

意見書事務局案（たたき台）	意見書素案
<p>はじめに</p> <p>1. 本意見書の趣旨</p> <p>2. 現行の施策・税制の継続</p>	<p>はじめに</p> <p>1. 本意見書の趣旨</p> <p>2. 現行の施策・税制の継続</p>
<p>1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</p> <p>1-0 基本的考え方</p> <p>(1) これまでの10年と今後の10年</p> <p>(2) 水源環境保全税の用途</p> <p>1-1 かながわ水源環境保全・再生施策大綱</p> <p>1-2 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 対象施策・対象地域</p> <p>ア 対象施策</p> <p>イ 対象地域</p> <p>(3) 構成事業の考え方</p> <p>(4) 事業費規模</p>	<p>1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</p> <p><u>1-1</u> 基本的考え方</p> <p>(1) これまでの10年と今後の10年</p> <p>(2) 水源環境保全税の用途</p> <p><u>1-2</u> かながわ水源環境保全・再生施策大綱</p> <p><u>1-3</u> かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>(2) 対象施策・対象地域</p> <p>ア 対象施策</p> <p>イ 対象地域</p> <p>(3) 構成事業の考え方</p> <p>(4) 事業費規模</p>
<p>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）</p> <p>2-1 森林関係事業</p> <p>2-2 水関係事業</p> <p>2-3 県民参加の仕組み関係</p>	<p>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）</p> <p>2-1 森林関係事業</p> <p>2-2 水関係事業</p> <p><u>2-3</u> 相模川水系上流域対策関係</p> <p><u>2-4</u> モニタリング・県民参加の仕組み関係</p>
<p>個別事項に関する県民会議委員の意見（参考）</p>	<p>個別事項に関する県民会議委員の意見（参考）</p>

意見書素案 「総論」部分の内容について

意見書事務局案（たたき台）	意見書素案
<p>はじめに</p> <p>1. 本意見書の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民会議は、5か年計画に位置付けられた「県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み」事業として設置され、12の特別対策事業について実施状況を点検・評価し、その結果を県民に分かりやすく情報提供する役割を担う。 ○ このため、県民会議は、毎年特別対策事業の実績を中心に点検・評価を実施してきた。 ○ 現行の5か年計画が4年目を迎え、県民会議としては、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、次期5か年計画の検討に際して意見を述べることは、重要な役割と認識している。 ○ このため、県による次期5か年計画の検討に先立ち、次期計画の方向性について意見を取りまとめ、県に提出するもの。 <p>2. 現行の施策・税制の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象とした取組。 ○ これまで10年間の継続的な取組により、一定の事業効果が現れている。 ○ ただし、施策目的の「良質な水の安定的確保」に向けては、まだ道半ばの状況であり、引き続き取組を進める必要がある。 ○ また、財源については、水源環境保全税により、引き続き、各事業に継続的・安定的に取り組む必要がある。 ○ このため、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本として必要な見直し・強化を行い、より実効ある内容で次期の5か年計画を策定して関連事業を実施していくことが必要と考える。 <p>1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</p> <p>1-0 基本的考え方</p> <p>(1) これまでの10年と今後の10年</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの10年の取組においては、施策導入時に危惧されていた様々な個別の課題に、重点的・集中的に取り組んできた。 ○ これからの10年の取組の方向性としては、施策大綱に示された20年後の将来像に向けて、神奈川の水源環境を可能な限り向上させ、持続可能な状態とするための取組が求められる。 ○ そこで、次期計画は、水源地域の森林全体、水源河川流域全体において、様々な対策を相互に連携させ、良好な水源環境づくりを進めていくことが必要。 	<p>はじめに</p> <p>1. 本意見書の趣旨</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>水源環境保全・再生</u>かながわ県民会議は、5か年計画に位置づけられた「県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み」事業として設置され、12の特別対策事業について実施状況を点検・評価し、その結果を県民に分かりやすく情報提供する役割を担っています。 ○ このため、県民会議は、毎年特別対策事業の実績を中心に点検・評価を実施してきました。 ○ 現行の5か年計画が4年目を迎え、県民会議としては、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、次期5か年計画の検討に際して意見を述べることは、重要な役割と認識しています。 ○ このため、<u>県民会議ではこれまでの8年間の取組の総合評価を実施し、これを踏まえて、</u>県による次期5か年計画の検討に先立ち、次期計画の方向性について意見を取りまとめ、<u>県に提出いたします。</u> <p>2. 現行の施策・税制の継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象とした取組<u>です。</u> ○ これまで10年間の継続的な取組により、一定の事業効果が現れている<u>ものと認識しています。</u> ○ ただし、<u>施策の最終目的である「良質な水の安定的確保」</u>に向けては、まだ道半ばの状況であり、引き続き取組を進める必要が<u>あります。</u> ○ このため、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本として必要な見直し・強化を行い、より実効ある内容で次期の5か年計画を策定して関連事業を実施していくことが必要と<u>考えます。</u> ○ また、財源については、水源環境保全税により、引き続き、各事業に継続的・安定的に取り組む必要が<u>あります。</u> <p>1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）</p> <p>1-1 基本的考え方</p> <p>(1) これまでの10年と今後の10年</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ これまでの10年の取組においては、施策導入時に危惧されていた様々な個別の課題に、重点的・集中的に取り組んできました。 ○ これからの10年の取組の方向性としては、施策大綱に示された20年後の将来像に向けて、神奈川の水源環境を可能な限り向上させ、持続的な状態とするための取組が求められ<u>ます。</u> ○ これまでの成果と課題を検証し、事業間の連携や実施方法の工夫を図るとともに、必要に応じて今までの目標のあり方を見直<u>す</u>ことが重要<u>です。</u> ○ そこで、次期計画は、<u>水源保全地域の全体を見据えて、</u>様々な対策を相互に連携させ、良好な水源環境づくりを進めていくことが必要<u>です。</u>

意見書素案 「総論」部分の内容について

意見書事務局案（たたき台）	意見書素案
<p>(2) 水源環境保全税の用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民に特別の負担を求めて施策を推進する以上、事業の効率的な実施を図るとともに、財源を効果的に配分し、より多くの成果が発揮できるような取組を進めていくべき。 ○ このため、これまでの成果と課題を検証し、事業間の連携や実施方法の工夫を図るとともに、必要に応じて今までの目標のあり方を見直しすることが重要。 ○ 水源環境保全税により実施する事業は、「主として水源環境保全・再生への直接的な効果」が見込まれ、「一般的な行政水準を超え、新たに取り組む事業及び拡充する事業」という基本的な考え方は維持する。 <p>1-1 かながわ水源環境保全・再生施策大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施策大綱は、水源環境を保全・再生するための20年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したもので、現時点においても、基本的な考え方などの変更はない。 ○ なお、今後の検討によっては、必要な細部の見直しを行うこともありうる。 <p>1-2 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>施策大綱に則り、次期の実行計画の期間は、現行計画と同様に、5年間（平成29～33年度）の計画とすべきと考える。</p> <p>(2) 対象施策・対象地域</p> <p>ア 対象施策</p> <p>水源環境保全税により実施する事業については、現行計画と同様に、主として水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組とする必要がある。</p> <p>イ 対象地域</p> <p>現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる県内水源保全地域を主な対象地域とし、水源環境保全・再生を支える活動の促進については、県民全体で水を守る観点から、県全域とする。</p> <p>また、相模湖等の集水域である山梨県側では、県外上流域対策に取り組み、酒匂川の流域である静岡県側の県外上流域では、水質等の状況把握を継続すべきと考える。</p> <p>(3) 構成事業の考え方</p> <p>水源環境保全税により実施する事業については、「一般的な行政水準」を超え、新たに取り組む事業及び拡充する事業を構成事業の対象とする現行計画の枠組みを原則とすべき。</p> <p>(4) 事業費規模</p> <p>事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、次期計画が施策大綱に基づき策定されるものであることから、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべき。</p>	<p>(2) 水源環境保全税の用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 県民に特別の負担を求めて施策を推進する以上、事業の効率的な実施を図るとともに、財源を効果的に配分し、より多くの成果が発揮できるような取組を進めていくべき。 ○ 水源環境保全税により実施する事業は、「主として水源環境保全・再生への直接的な効果」が見込まれ、「一般的な行政水準を超え、新たに取り組む事業及び拡充する事業」という基本的な考え方は維持する。 <p>1-1 かながわ水源環境保全・再生施策大綱</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 施策大綱は、水源環境を保全・再生するための20年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したもので、現時点においても、基本的な考え方などの変更はない<u>ものと考えます。</u> ○ なお、今後の検討によっては、必要な細部の見直しを行うこともあり<u>得ると認識しています。</u> <p>1-2 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>施策大綱に則り、次期の実行計画の期間は、現行計画と同様に、5年間（平成29～33年度）の計画とすべきと<u>考えます。</u></p> <p>(2) 対象施策・対象地域</p> <p>ア 対象施策</p> <p>水源環境税により実施する事業については、現行計画と同様に、主として水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組とする<u>必要があります。</u></p> <p>イ 対象地域</p> <p>現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる県内水源保全地域及び相模川水系県外上流域を主な対象地域とし、水源環境保全・再生を支える活動の促進については、県民全体で水を守る観点から、県全域と<u>します。</u></p> <p>(3) 構成事業の考え方</p> <p>水源環境保全税により実施する事業については、<u>現行計画に基づく事業並びに「一般的な行政水準」を超え、新たに取り組む事業及び拡充する事業を構成事業の対象とする基本的な考え方を原則とすべきです。</u></p> <p>(4) 事業費規模</p> <p>事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、次期計画が施策大綱に基づき策定されるものであることから、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべき<u>です。</u></p>

意見書素案 「各論」部分の内容について

意見書事務局案（たたき台）	意見書素案
<p>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）</p> <p>2-1 森林関係事業</p> <p>○ 森林の総合的管理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源地域全域の水源かん養機能を向上させるため、森林全体のあり方を見据えた対策の推進 ・森林整備、土壌保全、シカ対策の一体的な実施 ・水源地域全域を対象とした土壌保全対策、崩壊地対策の推進 <p>○ 公益的機能を持続的に維持するための対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な樹種からなる森林への着実な誘導や資源循環の促進 ・公的管理終了後の森林の公益的機能を持続させるため、森林管理の新たな仕組みを構築 <p>○ 地域特性に応じたきめの細かい森林整備の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源環境保全機能の維持向上を図りつつ、地域特性に応じたきめの細かい森林整備を、市町村が主体的に実施 <p>2-2 水関係事業</p>	<p>2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）</p> <p>2-1 森林関係事業</p> <p><u>森林関係事業については、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、シカ管理対策をはじめ様々な対策が進められた結果、下層植生が回復し、土壌保全が図られるなど成果が出てきており、概ね順調に進められています。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。</u></p> <p>○ 森林の総合的管理の推進</p> <p>A <u>県内水源保全地域全域の水源かん養等公益的機能を向上させるためには、これまで重点的に取り組んできた私有林だけでなく、県有林等も含めた森林全体のあり方を見据えた面的な対策を推進すべきです。</u></p> <p>B <u>第2期計画から始めたシカ管理と森林整備の連携の取組を踏まえ、シカ管理と森林整備、土壌保全対策を組み合わせながら、より広範な取組としていく必要があります。</u></p> <p>C <u>台風等による災害の発生状況を踏まえ、森林の生育基盤である土壌の保全を図るため、森林の崩壊地対策に取り組むべきです。</u></p> <p>○ 森林の公益的機能を将来にわたり維持するための対策の推進</p> <p>D <u>将来にわたり水源かん養等公益的機能を維持していくため、森林の立地条件等に応じて、混交林や巨木林など多様な樹種からなる森林への着実な誘導に努める必要や、森林資源の有効利用の促進等により民間主体の森林管理への誘導に努める必要があります。</u></p> <p>E <u>県による公的管理が終了して森林所有者に返還した森林の公益的機能の維持を図るため、森林管理の新たな仕組みの構築について、検討する必要があります。</u></p> <p>○ 地域特性に応じたきめの細かい森林整備の推進</p> <p>F <u>水源の森林エリア内の森林において、県が広域的な視点で進めてきた森林整備だけではなく、地域特性に応じたきめの細かい森林整備を進めるために、市町村も主体的に取組を実施できるような仕組みを検討する必要があります。</u></p> <p>2-2 水関係事業</p> <p><u>水関係事業については、河川・水路の自然浄化対策、地下水の保全対策、県内ダム集水域における公共下水道や合併処理浄化槽整備を進めた結果、河川の自然環境の改善や生活排水処理の進展など、一定の成果も見られ、着実に進められています。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。</u></p> <p>○ 河川・水路における自然浄化対策の継続</p> <p>G <u>河川・水路における自然浄化対策については、これまでの取組により効果的な手法も確立しつつあり、今後も工夫を重ねながら継続すべきです。</u></p> <p>○ 地下水の保全対策の継続</p> <p>H <u>地下水汚染箇所においては、引き続き浄化対策を実施するとともに、その他の地域においても長期的にモニタリングを継続すべきです。</u></p>

意見書素案 「各論」部分の内容について

意見書事務局案（たたき台）	意見書素案
<p>○ ダム集水域における生活排水対策の加速化に向け、地域の実情に対応したきめ細かな支援を拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下水道区域と浄化槽の整備計画の見直しを踏まえた整備促進の継続 ・事業所等における大規模合併処理浄化槽への転換促進 <p>○ 県内水源保全地域の水源水質の負荷改善に向けた支援エリアの検討</p>	<p>○ ダム集水域における生活排水対策の加速化に向け、地域の実情に対応したきめ細かな支援を拡充</p> <p>I <u>ダム集水域における生活排水対策については、これまでの課題を踏まえて、地域の実情に応じたきめの細かい支援により整備促進を継続すべきです。</u></p> <p>J <u>合併浄化槽の整備については、今後は事業所等における大規模合併浄化槽整備への支援強化も検討すべきです。</u></p> <p>○ <u>生活排水処理対策のダム湖下流域への支援エリア拡大の検討</u></p> <p>K <u>ダム湖下流域における生活排水が、水源水質に負荷を与えている現状があることを踏まえ、負荷軽減に向けた支援エリア拡大の検討を行うことも必要です。</u></p> <p>2-3 相模川水系上流域対策関係</p> <p>L <u>相模湖等の集水域である山梨県側において、山梨県との共同により、荒廃した森林を対象とした間伐等の森林整備や桂川清流センターにおいてリン削減効果のある凝集剤による排水処理を実施する現行の県外上流域対策を長期的に継続すべきです。</u></p>
<p>2-3 県民参加の仕組み関係</p> <p>○県民参加の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民参加については、現行計画の中でこれまで県民会議が検討し、構築してきた仕組みを次期計画にも位置付け、さらに発展させるべき。 <p>○大綱期間の終了後を見据えて、県民が主体的に水源環境保全・再生活動に関わる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水源環境保全・再生施策に対する理解を促進するため、都市部とダム周辺部、上流と下流など様々な交流を含めた啓発の取組みを拡大する。 	<p>2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係</p> <p>○ モニタリング</p> <p>M <u>モニタリングについては、施策の効果を県民に分かりやすく明示し、県民意見を施策に反映するため必要不可欠であるため、今後も長期的・継続的に行う必要があります。</u></p> <p>○県民参加の推進</p> <p>N <u>現行計画の中でこれまで県民会議が検討し、構築してきた県民参加の仕組みを次期計画にも位置付け、発展させるべきと考えます。</u></p> <p>○ 大綱期間の終了後を見据えて、県民が主体的に水源環境保全・再生活動に関わる環境づくり</p> <p>○ <u>水源環境保全・再生施策に対する県民理解を促進するとともに、水源地域の重要性についての認識の共有を図るため、都市部とダム周辺部、上流と下流など様々な交流を含めた啓発の取組を拡大することが必要です。</u></p>